

印西市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第234条第1項に規定する一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の規定による一般競争入札参加者に資格を定める入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を行う場合において、印西市契約事務規則（平成18年規則第19号。以下「規則」という。）に別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当課長

契約を担当する課の長をいう。

(2) 事業担当課長

事業を実施する課等の長をいう。ただし、その他の組織においては、局長をいう。

(3) 制限付き一般競争入札（事後審査型）

印西市制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領の定めにより、入札参加資格の確認を入札執行後に行う方式をいう。

(対象事業)

第3条 対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、目的物の引渡日が制限されるなど特別な事由がある場合又は、制限付き一般競争入札により実施したが、入札不調等の措置となった場合については、規則第16条に規定する指名競争入札又は令167条の2第8号の規定による随意契約とすることができるものとする。

(1) 建設工事又は製造その他についての請負契約で、予定価格（予定価格決定前は設計金額とする。以下同じ。）130万円を超えるもの

(2) 財産の買入れの契約で、予定価格80万円を超えるもの

(3) 街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託で、予定価格500万円以上のもの

2 制限付き一般競争入札（事後審査型）は、次の各号に掲げる事項を除き、制限付き一般競争入札において実施することができる。

(1) 総合評価競争入札

(2) 同日入札取り抜け方式

3 第1項の規定にかかわらず、事業の内容等から、落札者の決定方法を指名競争入札とすることが不利と認められる場合には、対象とすることができます。

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者のか、次の各

号のいずれかに該当する場合は、当該入札に参加することはできない。

- (1) 印西市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
 - (2) 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者
 - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - (4) 当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (5) 会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (6) 民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - (7) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月2日告示第95号）の別表に規定する措置要件に該当する者
- 2 令第167条の5第1項に規定する契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合は、当該資格要件を有するものでなければ参加できない。
- 3 事業の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、令第167条の5の2に規定する事業所の所在地、当該契約に係る工事等についての経験、技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めることができる。当該資格要件を定めた場合は、その資格要件を有するものでなければ参加できない。
- 4 前2項に規定する資格要件の設定に関する基準は別に定める。

（入札等審査会）

第5条 市長は、制限付き一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ、別に定める印西市入札等審査会（以下「審査会」という。）に次の事項を諮り、意見を聞くものとする。

- (1) 入札参加資格要件の設定
 - (2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無
- （当該事業の資格要件の決定）

第6条 当該事業の資格要件は、審査会の意見を聞いて、市長が決定する。

- 2 事業担当課長は、契約担当課長と協議の上、制限付き一般競争入札参加資格要件等設定資料（別記第1号様式）及び見込み対象業者一覧（別記第2号様式）を作成し、審査会に提出しなければならない。

（当該事業の公告）

第7条 市長は、令第167条の6及び規則第6条の規定により、公告をするものとする。

（設計図書等の縦覧及び配付）

第8条 契約担当課長においては、公告後速やかに、入札約款（電子入札システムにより入札書の提出を受ける場合は印西市電子入札約款及び印西

市電子入札システム運用基準）（以下「入札約款等」という。）及び当該事業に係る契約書の案を配布し（電磁的な方法により配布したものと含む。）、事業担当課長においては、設計図書、仕様書及びその他参考図書（以下「設計図書等」という。）の縦覧若しくは配布等（電磁的な方法により配布したものと含む。）の措置を行うものとする。

- 2 配布した資料は、入札執行時間前に、当該資料を配付した課へ返却するものとする。ただし、電磁的な方法により配布したものは除く。

（資格確認の申請）

第9条 当該事業の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記第3号様式）及び誓約書（別記第3号様式の2）等の入札参加者に必要な資格等が確認できる資料（以下「資格確認資料」という。）を、公告で定められた方法により、申請期日までに1部提出しなければならない。

- 2 契約担当課長は、前項の提出を受け、その内容を確認し、受付印を押印し次の各号により受理した旨を伝えなければならない。
- （1）電子入札システムにより資格確認申請の提出を受けた場合は、電子入札システムにより連絡するものとする。
- （2）持参により資格確認申請の提出を受けた場合は、受付印を押印した申請書の写しを返却するものとする。

（入札参加資格の確認）

第10条 契約担当課長は、提出された資格確認資料に基づき、制限付き一般競争入札参加資格確認書（別記第4号様式）を作成する。ただし、入札参加資格の確認を入札執行後に行う場合は、印西市制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領により実施するものとする。

- 2 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

（確認結果の通知）

第11条 市長は、資格の確認結果を申請期限日から原則として10日以内に、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（別記第5号様式又は5号様式の2）により通知するものとする。ただし、電子入札システムにより申請を受けた場合は、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札参加資格の確認を入札執行後に行う場合は、印西市制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領により実施するものとする。

（無資格者への理由説明）

第12条 資格がないと認められた者のうち異議ある者は、前条の通知の日から5日以内に書面をもって市長に説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められた日から5日以内に書面をもって回答するものとする。

（入札の執行）

第13条 入札の執行は、次の各号に掲げる場合、取りやめるものとする。ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない。

(1) 資格確認申請書の提出者及び資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人であるとき。ただし、第3条第1項第2号に規定する事業の実施を除く。

(2) その他特別な事由があるとき。

2 入札の執行にあたっては、別に定める入札約款等のとおりとする。ただし、入札約款等に定めのない事項等特別な事由があるときは、第7条に規定する公告に明記し、入札の執行をすることができるものとする。

(質問及び回答)

第14条 設計図書等に疑義がある者は、原則として、質問書の提出期限日までに、事業担当課長に、書面により持参又は郵送で提出するものとする。ただし、あらかじめ、当該事業の公告等に明記した場合は、ファクシミリ又は電磁的な措置による提出も有効とする。

2 事業担当課長は、前項の規定に提出された質問書に対する回答は、回答期限日までに書面により回答するものとする。ただし、あらかじめ、当該事業の公告等に明記した場合は、ファクシミリ又は電磁的な措置による回答も有効とする。

(秘密の保持)

第15条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還せず、また次条各号に掲げる事項を除き、これを公表しないものとする。

(情報の公開等)

第16条 契約担当課長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定により、次の各号に定める事項を契約担当課において、掲示又は閲覧方式により公表するものとする。

(1) 第4条に係る資格の要件は、告示、掲示又は閲覧をもって公表する。

(2) 入札参加資格確認申請者の商号又は名称は、入札執行後、できるだけ速やかに、制限付き一般競争入札参加資格確認申請者一覧（別記第6号様式）により閲覧の方法をもってこれを公表する。

(3) 入札参加資格を認めた申請者の商号又は名称及びその理由は、入札執行後、制限付き一般競争入札参加資格結果一覧（別記第7号様式）により閲覧の方法をもってこれを公表する。

(4) 入札参加資格がないと認めた申請者の商号又は名称及びその理由は、入札執行後、制限付き一般競争入札参加資格結果一覧（別記第7号様式）により閲覧の方法をもってこれを公表する。

(応募資料の虚偽記載)

第17条 提出された応募資料が明らかに虚偽であり、市長が特に注意を喚起する必要がある場合には、書面に通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした場合、悪質と認められる者は、別に定める規定により、指名停止又は資格抹消等の措置を講ずることもできるものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、建設工事に係る一般競争入札の実施要領（平成15年4月1日制定）及び財産の買入れに係る一般競争入札の実施要領（平成19年4月26日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領によるものとする。